

プラスチック類の分別収集及び再商品化について

年 月	内 容
令和 7 年 2 月	【1. 方針の策定】 審議会の諮問・答申を受け、令和 7 年 2 月に「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針」（以下、「方針」という。）を策定。本市が行うプラスチック類の分別収集及び再商品化の具体的な内容や手法として、以下 4 点をまとめた。 ①収集運搬の方法と形態について 集積場所でのステーション収集を週 1 回の頻度で行い、今後、有料指定ごみ袋と併せ、可燃ごみの収集日を週 3 回から週 2 回へ変更することを前提に収集日を検討する。 ②収集対象品目について プラスチック素材 100% のものを前提に詳細を決定する。 ③中間処理の形態について 民間事業者へ委託する。再商品化の事業スキームについては、プラスチック資源循環促進法第 32 条と同法第 33 条に基づくスキームのいずれの手法であっても実施の可能性があるため、「法第 32 条スキームまたは法第 33 条スキームで実施する」と定め、今後、収集対象品目の検討や民間事業者との対話等を進め、本市に最適な再商品化手法を決定する。 ④事業開始時期 遅くとも令和 10 年度中には開始する。
令和 7 年 8 月下旬	【2. 方針に基づく収集対象品目及びスキームの決定】 方針に基づき、2 つ追加で決定した。 ①収集運搬の方法と形態について 集積場所でのステーション収集を週 1 回の頻度で行い、今後、有料指定ごみ袋と併せ、可燃ごみの収集日を週 3 回から週 2 回へ変更することを前提に収集日を検討する。 ⇒継続審議 ②収集対象品目について プラスチック素材 100% のものを前提に ⇒「<u>プラスチック素材 100% のもの</u>」に決定 ③中間処理の形態について 法第 32 条スキームまたは法第 33 条スキームで実施 ⇒<u>法第 32 条スキームに決定</u>
令和 8 年 3 月上旬	【3. 中間処理事業者の決定】 一般競争入札により、プラスチック類を選別・圧縮等を行う中間処理事業者が決定。
令和 8 年 3 月中旬	【4. 方針に基づく分別収集開始時期の決定】 中間処理事業者の確保ができたことから、<u>プラスチック類の分別収集開始を令和 10 年 10 月 1 日に決定。</u>広報及び市ホームページで市民向けに周知。

令和8年6月中旬	【5. プラスチック類の分別収集に関する意見交換会を実施】 廃棄物減量等推進員研修会において、プラスチック類の分別収集に関する意見交換会を実施。可燃ごみの収集回数を週3回から週2回に変更し、現在の可燃ごみの収集日である水曜日と木曜日をプラスチック類の収集日に変更することや、現時点での収集対象品目（案）について提示し、意見聴取をした。
令和8年7月上旬～	令和8年度は、中間処理事業者と協議を行うほか、廃棄物減量等推進員等からの意見聴取や審議会での審議を行い、収集対象品目について決定する予定。また、モデル収集事業の実施有無について検討する。